

# 暮らしの情報箱

はがきなどで  
申し込む場合  
の記入例

- 1 催しなどの名称
- 2 住住所
- 3 氏名(ふりがな)
- 4 年齢(学年)
- 5 電話番号
- 6 その他必要事項

※費用が記入されて  
いない催しなどは  
原則無料です

## 福祉

### 東京都シルバーパス新規購入

都営交通(都電、都バス、都営地下鉄など)と都内民営バスで利用できます。

●利用期限 9月30日

④都内在住の70歳以上の方

⑤①住民税が非課税か令和2年の合計所得金額が135万円(住民税額決定前の期間は令和元年の合計所得金額が125万円)以下=1,000円

②上記①以外=10,255円(譲渡所得の特別控除がある方は1,000円となる場合有り)

⑥⑦最寄りのバス営業所へ本人確認書類を持参。①は介護保険料納入通知書か住民税課税(非課税)証明書も持参

⑧(一社)東京バス協会 ☎5308-6950

### 都営交通無料乗車券の交付

区内在住の対象者に、都営交通の全区間で使用できる無料乗車券を交付します。

●対象者・必要書類

①身体障がい者=身体障害者手帳

②知的障がい者=愛の手帳

③戦傷病者=戦傷病者手帳

④原爆被爆者=被爆者健康手帳と厚生労働大臣(厚生大臣)の認定書か健康管理手当証書

⑤被救護者=当該施設長発行の証明書

⑥中国残留邦人など=本人確認証

⑦生活保護受給世帯員=生活保護受給証明書

⑧児童扶養手当受給世帯員=児童扶養手当証書か児童扶養手当受給者証明書

⑨申し込み窓口に必要な書類を持参

※更新は現在お持ちの無料乗車券も持参(有効期限が切れる月の1日から手続き可)

●申し込み窓口

①~④=地域福祉課⑤~⑦=生活福祉課

⑧=子育て支援課

⑨障害福祉課障害者支援担当

☎5744-1251 FAX5744-1555

### 障がいのある方への支援

◆心身障害者福祉手当の新規申請

●手当月額 4,500円~17,500円

⑩64歳以下で次のいずれかに該当する方(施設に入所中の方を除く)

①身体障害者手帳1~3級、愛の手帳1~4度、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持

②脳性まひ・進行性筋委縮症

③特殊疾病

④⑤問合先へ各種手帳か特殊疾病の臨床調査個人票、本人の通帳、印鑑、マイナンバー確認書類、本人確認書類を持参

※現在受給中の方は手続き不要

◆移送サービス利用券(タクシー券)

区が契約する会社のタクシー料金や自動車燃料費に利用できます。

●交付月額 3,600円分

⑩区内在住で次のいずれかに該当する方

①下肢・体幹機能障害1~3級

②移動機能障害1~3級

③視覚障害1・2級

④内部障害1・2級

⑤愛の手帳1・2度

⑥⑦問合先へ身体障害者手帳か愛の手帳を持参

⑧障害福祉課障害者支援担当

☎5744-1251 FAX5744-1555

⑨地域福祉課障害者地域支援担当

大森 ☎5764-0657 FAX5764-0659

調布 ☎3726-2181 FAX3726-5070

蒲田 ☎5713-1504 FAX5713-1509

糀谷 ☎3743-4281 FAX6423-8838

## 子ども

### 児童手当の申請をお忘れなく

手当月額や申請期限など、詳細は区HPをご覧ください。

⑩出生や転入により異動があった中学校修了前のお子さんの保護者

⑪異動日の翌日から15日以内に、問合



詳細はコチラ

先へ申請書(区HPから出力)を郵送か持参。電子申請か特別出張所へ持参も可  
※公務員の方は職場へ申請してください  
⑩子育て支援課子ども医療係

☎5744-1275 FAX5744-1525

### 給食費などを援助します

⑩区内在住の小中学生の保護者で、次のいずれかに該当する方

①生活保護を受給中

②世帯全員の令和2年中の総所得金額等が認定基準未満

③4月上旬に学校から配布する就学援助受給申請調査書、受給申請書を期日までに学校へ提出

※区立以外の小中学校に通っている場合はお問い合わせください

④学務課学事係

☎5744-1429 FAX5744-1536

### 産後の家事・育児のお手伝い(ぴよぴよサポート)

⑩区内在住で、保育サービスを受けていない3歳になる前日までのお子さんを育児中の世帯

⑪月~土曜、午前9時~午後9時(休日、年末年始を除く)

⑫1時間1,000円(2時間から利用可。お子さん1人につき年間18時間が上限)

※免除制度有り

⑬区HPから電子申請。問合先へ申請書(問合先で配布)を郵送か持参も可。利用決定通知書が届いたら区指定事業者へ予約

※免除制度利用者は別途必要書類有り

⑭子ども家庭支援センター相談調整担当

☎6410-8551 FAX3763-0199



詳細はコチラ



ぴよぴよサポート

## 国保・年金

### 国保人間ドック受診助成

令和3年度から申請方法が変わり、1回のみ申請で受給できます。

●助成対象期間 令和3年4月1日~4年3月31日

●助成額 上限8,000円

⑩令和3年4月1日時点で大田区国民健康保険加入者で、受診日に40~74歳の方(保険料未納無しなどの条件有り)

⑪先着800名

⑫人間ドック受診後、申請書、質問票(い

ずれも区HPから出力)に医療機関発行の領収書、検査結果報告書の写しを添付し、問合先へ郵送か持参。令和4年4月29日必着

⑬国保年金課国保保健事業担当

(〒144-8621大田区役所)

☎5744-1393 FAX5744-1516

### ご存じですか? 国民年金保険料の産前産後免除制度

申請すると、免除期間も納付したのものとして老齢基礎年金に反映されます。

●免除期間 出産予定日か出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠は3か月前から6か月間)

⑭国民年金第1号被保険者

⑮出産予定日の6か月前から、問合先へ母子健康手帳と年金手帳を持参

⑯国保年金課国民年金係

☎5744-1214 FAX5744-1516

## 税

### 軽自動車税(種別割)グリーン化特例(軽課)の延長

適用対象車など、詳細は区HPをご覧ください。

⑩課税課税課担当

☎5744-1192

FAX5744-1515



詳細はコチラ

### 申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税・地方消費税の納付をお忘れなく

申告・納付期限が4月15日

まで延長されました。納期限を過ぎると延滞税がかかりますので、ご注意ください。なお、振替納税の振替日は下表のとおり延長されます。



国税庁HP

税金の種類	納期限	振替日
申告所得税	4月15日	5月31日
贈与税		振替納税無し
個人事業者の消費税		5月24日

◆キャッシュレス納付が便利です

利用するためには事前登録が必要です。詳細は国税庁HPをご覧ください。

⑩大森税務署 ☎3755-2111

雪谷税務署 ☎3726-4521

蒲田税務署 ☎3732-5151

## 令和3年度の納入通知書・案内書を郵送します

納付書が届いた方は、金融機関、コンビニエンスストアなどで納付をお願いします。

### 1 介護保険料の通知書

◆4月中旬までに次の書類を郵送します

①普通徴収の方=介護保険料納入通知書、納付書(4~6月分)

※口座振替の方には納付書は同封しません

②4・6月に特別徴収に切り替わる方=介護保険料特別徴収仮徴収額通知書

③年金からの差し引き額が年度前半と後半で差が大きい方のうち、6・8月の差し引き額の調整があった方=②と同じ書類

※現在、特別徴収の方には、7月中旬に介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書を郵送します

### 2 後期高齢者医療保険料の通知書

◆普通徴収の方

4月中旬に令和3年度の暫定保険料額決定通知書・仮徴収額通知書を郵送します。2年度の保険料額をもとに仮計算した金額で、納付書(4~6月分)を同封します。

※口座振替の方には納付書は同封しません

◆特別徴収の方

2月と同額を4・6・8月の年金から差し引きます。通知書は郵送しません。

※年金からの差し引き額が年度前半と後半で差が大きい方のうち、6・8月の差し引き額の調整があった方には、特別徴収仮徴収額変更通知書を郵送します

### 3 国民年金保険料納付案内書

◆4月上旬に日本年金機構から郵送します

前納や口座振替で割引になる制度があります。詳細はお問い合わせください。

※口座振替の方には、4月下旬に国民年金保険料口座振替額通知書を郵送します

◆65歳になると納め方が変わります

介護保険第1号被保険者の資格を取得すると、介護保険料の算定・徴収方法などが変わります(加入する健康保険などへの支払いから、区への支払いへ変更)。

保険料は65歳の誕生日の前日が属する月から計算し、誕生日の前月に介護保険被保険者証を郵送します。

▶問合先 介護保険課 FAX5744-1551(共通)

●資格、保険料=資格・保険料担当 ☎5744-1491

●納付、口座振替=収納担当 ☎5744-1492

◆令和3年度の保険料率など

①均等割額=44,100円

②所得割率=8.72%

③限度額=64万円

※新保険料率による年間保険料額は、7月中旬にお知らせします

▶問合先 国保年金課 FAX5744-1677(共通)

●保険料=後期高齢者医療資格担当 ☎5744-1608

●納付、口座振替=後期高齢者医療収納担当 ☎5744-1647

◆令和3年度の月額保険料

①定額=16,610円

②付加保険料込み=17,010円

▶問合先 日本年金機構大田年金事務所 ☎3733-4141 FAX3734-3649

